

令和 5 年度 第 4 回鳳来中部地域協議会 会議録

日 時	令和 5 年 6 月 3 0 日 (金) 午後 7 時 0 0 分～午後 7 時 4 0 分	場 所	市民センターほうらい 集会室 3
出席者	委員 1 8 名		
	事務局 4 名		
欠席者	3 名	傍聴者	4 名
議題・議事・発言等			
<p>1 あいさつ</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 地域活動交付金追加募集について</p> <p>(2) 令和 6 年度鳳来中部地域自治区予算の検討について</p> <p style="margin-left: 20px;">①地域自治区予算の概要について</p> <p style="margin-left: 20px;">②地域自治区予算事業計画の策定について</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 第 5 回地域協議会について</p> <p>(2) 第 6 回地域協議会について</p> <p>(3) 第 7 回地域協議会について</p> <p>(4) その他</p>			
会議内容			
<p>1 あいさつ</p> <p>矢澤会長</p> <p>議事に先立ち、事務局から議事録署名人として柿原幹司委員と矢田一夫委員を指名した。</p> <p>2 議事</p> <p>菅沼事務所長よりあいさつ</p> <p>(1) 地域活動交付金追加募集について</p> <p>○事務局より、資料に沿って説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の審査会によって 5 団体の採択が決定し、予算残が 1, 0 7 6 千円となった。 ・昨年度に決めた要項で、交付決定後の予算残額が 3 0 万円以上の場合は、地域活動交付金事業の追加募集を実施することができるとあり、地域協議会として追加募集をするかしないかを決定する必要がある。 ・審査の方法や交付金額についても、地域協議会で定めるものとなっている。 ・事務局で作成した追加募集案は、下記のとおり。 <p style="margin-left: 20px;">「募集期間」</p> <p style="margin-left: 40px;">令和 5 年 7 月 1 8 日 (火) から 8 月 1 8 日 (金)</p> <p style="margin-left: 20px;">「補助上限額」</p> <p style="margin-left: 40px;">3 0 万円</p> <p style="margin-left: 20px;">「審査日」</p> <p style="margin-left: 40px;">9 月 1 5 日 (金)</p> <p style="margin-left: 20px;">「告知方法」</p> <p style="margin-left: 40px;">7 月 1 4 日発送の「地域協議会だより」による回覧や自治区のHPなどで告知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加募集を行わない場合、現在の予算残額が来年度へ繰り越されることはない。 ・追加募集を行う場合、事前質問に関しては、今後のスケジュールのことを考慮し、書面にて質問をいただき、事務局でとりまとめたものを申請者へ事前質問として通知する形をとりたい。 <p>【質疑応答】</p> <p>Q 事前質問について、今回 2 団体不採択になったが、申請書やプレゼンだけでは活</p>			

動をすべて理解できない。事前質問を協議会で事前に協議する時間がないと、団体の活動を審査する側が理解できない部分もあるのではないかと、あと、プレゼンや質問の時間配分なども変えたらどうか？

- 基準等については、現行通りとしたい。審査時に団体の意図が分かりにくい部分もあったが、申請書を提出する段階で、事務局側から活動の詳細がわかるものを添付するなど指示したい。
- (委員からの追加意見) 追加募集と前回の募集で差が出ないように注意してほしい。事務局側で委員にわかりやすいように対応してほしい。プレゼンなどの時間配分については、来年度の審査基準等を協議する際に議論したい。

【議事】

- ①地域活動交付金の追加募集の実施について
 - 賛成多数により、追加募集を実施することとなる。
 - ②地域活動交付金の追加募集の内容等について
 - 賛成多数により、事務局案のとおりとなる。
- (2) 令和6年度鳳来中部地域自治区予算の検討について
- 事務局により、下記①②について資料に沿って説明。
 - ①地域自治区予算の概要について
 - ・今年度は10月27日に市長へ事業計画案の提出「建議」を行う予定。
 - ・令和6年度鳳来中部地域自治区予算上限額は394万1千円。
 - ・地域自治区予算の対象となる事業と対象とならない事業については、配布資料のとおり。対象とならない事業として特に気を付けていただきたいものは、市に決定権のないもの。
 - ・道路や河川等の土木事業に関する事業提案については、過去に担当課へ要望書が提出されており、B判定と回答されている事業とする。
 - ②地域自治区予算事業計画の策定について
 - ・地域自治区予算の立案について、昨年度の例をもとに説明。
 - ・地域自治区予算の検討は、「1継続事業」「2行政区からの要望事業」「3委員による提案事業」「4地域計画推進委員会からの提案事業」の4項目で進められた。
 - ・継続事業としては、下記(1)～(3)が該当する。
- (1)固定経費として実施している事業
AEDと自走式草刈り機のリース費用
- (2)区長要望を取りまとめた事業
地域安全灯補助事業、防災備品貸与事業、防災活動補助事業など
- (3)その他
地域計画推進委員会開催のための委員報償費
- ・上記(1)～(3)は、継続的、計画的に進められている事業や固定費等として必要な事業となっているため、他の事業よりも優先度を上げて扱うこととなっている。
 - ・行政区からの要望事業は、主に区長から行政区に関する要望が該当する。
 - ・地域協議会委員による提案事業は、地域計画の推進に関わる事業や地域の困りごと解決や地域の活性化に結びつく事業を地域協議会委員から提案していただく事業となる。
 - ・地域計画推進委員会からの提案事業は、地域計画の推進に必要な事業実施に関する地域計画推進委員会で検討された事業が提案される。事業の検討期間は、7月20日までとしている。
 - ・昨年度は1から4までの4項目で地域自治区予算の事業検討を進めたが、本年度も同様の方針で予算事業計画を策定していきたい。
 - ・地域自治区予算事業計画検討のスケジュール案については、下記のとおり。
 - 「7月20日締切」
各区長、地域協議会委員、地域計画推進委員会からの要望調査・事業提案
 - 「8月4日」
第5回地域協議会（提案内容の検討）
 - 「9月1日」

第6回地域協議会（事業計画案を決定）

「9月中旬」

事業計画案に対する意見募集

「10月6日」※事業計画案への意見が提出された場合

再度事業計画案について検討し、事業計画案の決定

「10月27日」

市長建議

【質疑応答】

Q 旧田口線の廃線路の草刈を地元で行っているが、そういうものにも活用できるのか？

→ 土地の所有等を把握する必要があるが、まずは提案していただきたい。市の所有になっていたと思うので、ひとまず要望を出します。

【議事】

令和6年度地域自治区予算事業の立案方法について

→賛成多数により、昨年度同様の方法で地域自治区予算の検討を進めていくこととなる。

○事務局により、要望調査票・提案書について説明。

「要望調査票」

- ・各区長が対象。7月20日までに事務局へ提出してほしい。
- ・調査票に関しての注意事項については、下記のとおり。

①地域安全灯設置補助事業

主担当課となる行政課が、近い将来この補助事業の廃止を検討しているため、安全灯の設置が必要な場所がある場合は、早めに要望していただき、区内の事業完了を目指していただきたい。

②防災資機材貸与事業

貸与資機材例にある資機材を基本として要望していただきたい。例に記載されていない資機材を要望したい場合は、事前に事務局へ相談してほしい。

③防災活動補助事業

来年度以降は、全ての行政区の補助率が2分の1となる予定。

④その他行政区からの要望

地域活動で使用する備品など要望がある場合は、出来る限り具体的に記載してほしい。補助率は3分の2で、補助額の上限が20万円。不足分は行政区などの持ち出しとなる。

- ・調査票に関しては、要望が無い場合でも提出をお願いしたい。

「提案書」

- ・全委員が対象。7月20日までに事務局へ提出してほしい。
- ・対象事業に該当する項目を選択いただき、内容については地域全体に関する事業とし、出来る限り具体的な記載をお願いしたい。
- ・提案がない場合は、提出不要とする。

3 その他

事務局より、今後の地域協議会のスケジュールについて説明。

特に意見がなかったため、下記の日程で決定となる。

(1) 第5回地域協議会（自治区予算事業計画案の検討）

8月4日（金） 午後7時00分から

(2) 第6回地域協議会（地域自治区予算事業計画案の決定）

9月1日（金） 午後7時00分から

(3) 第7回地域協議会（地域活動交付金追加募集を行う場合）

9月15日（金） 午後7時00分から

（終了 19時40分）